

平成28年度第3回大阪府環境審議会野生生物部会

○事務局（清谷） 皆様、大変長らくお待たせいたしました。それでは、定刻を少し過ぎましたが、ただ今より「平成28年度第3回大阪府環境審議会野生生物部会」を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます動物愛護畜産課野生動物グループの清谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日の部会は、大阪府情報公開条例に基づきまして、公開で行うこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、動物愛護畜産課長の山本からご挨拶を申し上げます。

○事務局（山本） 失礼いたします。大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課の山本でございます。平成28年度の第3回目になります「大阪府環境審議会野生生物部会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方には、年度末で大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から府政全般、とりわけ鳥獣行政に格段のご指導、ご協力をいただきまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、前回に引き続きまして大阪府から環境審議会へ諮問をいたしました鳥獣保護管理事業計画、シカ管理計画及びイノシシ管理計画の3計画の策定につきまして、最終案の審議、採決をお願いする予定でございます。また、これらの計画につきましては、前回の野生生物部会の後にパブリックコメントを実施しておりますので、その結果につきましてもご報告させていただきます。

なお、今回、審議、採択いただく事項につきましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第5項の規定によりまして、本部会での決議をもちまして審議会の決議とすることになっております。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。私の開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（清谷） それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。机の上に置いています資料で、平成28年度第3回大阪府環境審議会野生生物部会と書いている表紙でございます。その裏面が次第となっております。

次に、審議事項に係るものとしまして、

資料1-1 12次計画の概要

資料1-2 主な変更項目

資料1-3 12次計画の本文

資料1-4 野生部会での意見とその対応

次に、シカの管理計画に係るものとしまして、

資料2-1 概要

資料2-2 主な変更項目

資料2-3 本文

資料2-4 ご意見とその対応について

同じくイノシシにつきましても、

資料3-1 概要

資料3-2 主な変更項目

資料3-3 本文

資料3-4 ご意見とその対応について

資料4が鳥獣3計画の策定についてというものでございます。

それから、本日のホチキス留めしている分になりますが、配席表、裏面が委員名簿、野生生物部会の運営要領となっております。最後、さらにホチキス留めしているもので12次計画シカ、イノシシ管理計画の府民意見の募集についてというものでございます。

以上になりますが、配布もれ等はございませんでしょうか。

それでは、本日、ご出席いただいている委員につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきたいと思っております。

なお、本日の委員の出席状況でございますが、黒田委員はほかの用と日程が重なりご欠席ということでご連絡をいただいております。また、高柳委員、澤畠委員につきましては、少し遅れるということでご連絡をいただいております。

本日の出席委員でございますが、委員定数9名のうち現時点で6名のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定に基づきまして、本部会が成立してまいりますことをご報告申し上げます。

それでは、これ以降の議事につきまして、運営要領第3条第1項の規定により、石井部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○石井部会長 皆さん、こんにちは。早速始めたいと思っております。だいぶ暖かくなってきましたのですが、私は花粉症が心配でそろそろむずむずし始めています。皆さんいかがでしょうか。

それでは、今日の議事を進めたいと思っております。3件でその他を含めると4件でございます。パブリックコメントが終わりましたので、いよいよシカとイノシシの第4期、3期の鳥獣管理計画、今回ご了解いただいて承認のところまでもっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、今日は鳥獣3計画に作成に関してのこれまでの経過と今後の予定について、少しおさらいと今後、どのようになるかについてお話しいただいて、そのあと1点目の「12次大阪府鳥獣保護管理事業計画」を審議していただき、さらに2点目に、「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第4期）」について、そして3点目が、「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）」についてということで、同様にご審議いただいて採決したいと思います。

それでは、最初に鳥獣3計画の策定に関して、これまでの経過と今後の予定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（清谷） それでは、鳥獣3計画の策定について、資料4で説明させていただきます。

す。鳥獣3計画の策定についてですが、大阪府では、第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画及び大阪府シカ、イノシシの第二種鳥獣管理計画を策定しております。この鳥獣の3計画につきましては、平成28年度末、この3月31日をもって計画期間が終了することになっております。そのことから環境省が定めた基本指針、平成28年10月11日に告示されているものに即して、次年度以降の新たな鳥獣3計画の策定が必要ということでございます。

計画期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間ということになっております。策定の内容でございますが、環境省が法律に基づき策定する基本指針等に即して、野生生物部会等で審議することとなっております。今までの経過を説明させていただきます。平成28年6月13日に環境省のほうから基本指針の改定(案)の提示がございました。8月30日に環境省の中央審議会におきまして、この基本指針について答申がなされたというところでございます。

本来であれば10月11日の環境省の基本指針をもって計画の策定を始めるところですが、スケジュール等々の問題がございまして、8月31日に第1回目の大阪府シカ、イノシシ保護管理検討会を実施しております。10月3日に第1回、大阪府環境審議会野生生物部会のほうで諮問して審議いただいたところでございます。その後12月9日に、第2回大阪府環境審議会野生生物部会におきまして、引き続きご審議いただきました。その審議いただいた内容をもって、年が明けまして平成29年1月27日から2月27日まで、パブリックコメントを実施するとともに、関係機関等への協議などを行ってきました。それをもって、本日3月6日になりますが、第3回目の野生生物部会において、引き続きご審議いただき答申をいただく予定となっております。

今後の予定としましては、3月下旬になりますが、3計画を公表しまして環境大臣と関係機関への報告、4月1日に新計画に基づきまして対策がスタートするというところでございます。6月上旬になりますが、大阪府環境審議会の報告、いわゆる本審議会となるものになりますが、ここで本審議会のほうにこの鳥獣3計画の策定について報告する必要があるというところでございます。説明につきましては以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。これまでの経過と今後の予定ということでございます。何かございませんでしょうか。

それでは、議題の1つ目にいきたいと思います。「第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画について」ということで、前回の野生生物部会のあと、先ほどありましたように1月27日から2月27日の間にパブリックコメントが実施されております。この内容を踏まえて事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局(清谷) それでは、引き続きまして、12次計画につきましてご説明させていただきます。まず、資料1-1と資料1-2をご覧ください。前回と前々回の部会でもご説明させていただいたところですが、この計画の位置づけと概要から、今回の環境省の基本指針を変更した部分につきまして、簡単におさらいさせていただきたいと思います。

まず、資料1-1なのですが、この計画の位置づけとしましては、都道府県の実施する鳥

獣保護管理事業についての基本的な考えや施策の在り方を示す枠組みでございまして、環境大臣が定める基本指針に即して都道府県が作成する5カ年の計画となっております。

次に、概要でございますが、基本理念がございまして、その次が第1、鳥獣保護管理事業計画の計画期間、第2が鳥獣保護区等に関する事項とありまして、第9のその他の事項まで大きく分かれております。この部分につきまして基本指針に則して、それぞれの都道府県の実情に合わせて計画を立てるということになっております。今回の計画の主な変更部分になります。資料1-2と資料1-1、両方ご確認いただきたいと思っております。

まず、第2の鳥獣保護区に関する事項でございます。大阪府では野生鳥獣の保護上重要な森林河川等を鳥獣保護区に指定してございまして、現在18箇所1万2914ヘクタールが指定されております。平成29年度から5年間は、この18箇所のうち10箇所が期間満了を迎えるということで、この10箇所について、新たに更新する予定としております。

ただ、今回、追記したのが二つ目の黒丸の部分になりますが、保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、個々に適切か考慮した上で指定更新を検討するというところで、この部分が新たに追記されたところでございます。鳥獣保護区につきましては、更新する際には、地元の市町村でありますとか地元の関係者の方の合意等を経て再指定することになってはいますが、近年、ご存じのようにシカ、イノシシ等による農林業被害が深刻だということで、なかなかその辺の合意が得られることが難しくなっている状況でして、どのような鳥獣を保護すべきかということと、あと鳥獣保護区というネーミングを聞いただけで悪いことをしている農業被害を起こしているようなシカ、イノシシを捕獲できないという。そのような考え方がありますので、その部分について有害鳥獣捕獲許可が可能である旨を周知徹底したいとか、適切に実施するというところで理解を得ていこうということで考えております。

次に、第4の鳥獣捕獲許可等に関する事項でございまして、これが大きく二つございます。まず、一つ目が、捕獲許可基準の設定にあたっての共通事項ということで、一つ目の黒丸でございます。水鳥、猛禽類の生息地が重複し、鉛中毒が生じる蓋然性が高い地域の許可については、鉛が暴露しない構造の装弾の使用等を徹底して使用するというところでございます。これは平成27年度に「鳥獣法」の改正がございまして、適正な管理ということで、管理の強化に伴って、今まではそのような鉛中毒が発生していない地域でも今後出てくる懸念があるということで、新たに環境省が追記したところでございます。大阪府でも実際にこの辺の実情が分かっていない部分が多々ございますので、まずは実情を把握するために猟友会さんでありますとか、野鳥の会のご協力を受けまして、このような調査、実際にこのような場所が大阪府内にあるのかという調査の実施を考えております。

次に、第8の鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に係る事業でございまして、この部分につきましては、国、都道府県の提供する研修や講座等において連携を進め積極的に受講するというところで、大阪府でありますとか市町村の鳥獣行政担当者の知識や技術、全体のスキルアップを図りたいということで追記させていただいております。

また、狩猟者が減少しているという実情もございますので、狩猟者を育成、確保するための対策を講じるとともに狩猟者が鳥獣の保護管理の担い手として社会から信頼が得られるように、狩猟の公益的役割について普及啓発を行うという部分を追記させていただいております。

最後になりますが、傷病鳥獣の扱いということで、平成29年8月に羽曳野市に大阪府動物愛護管理センターが開設されまして、その中に野生鳥獣の一時保護施設が設けられる予定になっておりますので、その施設を活用して傷病鳥獣の野生復帰について推進していくところでございます。以上が主な変更項目になっております。

次に、資料1-4と資料1-3をご覧ください。資料1-4でございますが、前回12月9日に第2回の野生生物部会を開催させていただきまして、その中で委員からいただいた意見とそれに対する考え方についてまとめたものでございます。

大きく六つございまして、まず、一つ目の第5特定猟具使用禁止区域に関する事項から説明させていただきます。概要1-1に戻っていただきまして、右側の一番上の部分になります。第5特定猟具使用禁止に関する事項ということで、現在、大阪府では75箇所指定しているのですが、この12次計画の間に47箇所更新されるということになっておりますが、この書き方でいきますと少し分かりにくいので、何箇所あるうちの何箇所がこの中で更新されるのかということを知りやすく表示する必要があるのではないかということでご意見をいただいております。この部分につきまして75箇所分の47箇所ということで修正させていただいております。また、併せて左側の第2の鳥獣保護区に関する事項につきましても、同じように現在18箇所指定しておりますので、18箇所分の10箇所ということで、この18箇所という部分を追記させていただきました。

次に、2番でございます。本文を見ていただきまして、1ページでございます。始めに基本理念を記述させていただいておりますが、3行目から始まる部分でして、5行目辺りになります。このため大阪府では、人と野生鳥獣との適切な関係の構築ということで記述がございましたが、例えばこの「適切」という言葉が人と野生鳥獣の関係ですごく分かりづらいというご意見がございまして、例えば調和的な関係をつくるとか、適応的な関係をつくるとか、そのような文言にすればどうかというご意見をいただきました。

それに対する考え方としましては、この基本理念の部分につきましては、国が定めた基本指針の基本的な考えに即して記述しているところがございまして、先生にご指摘いただいてもう一度よくよく確認してみたのですが、この部分につきましては、人と野生鳥獣の適切な関係を構築しという記載がございましたので、この部分につきましては従来どおりの記載とさせていただきたいと考えております。ただ、後述の生物多様性の保全を基本としてということを書いてありましたが、この部分は基本指針をよくよく読み返して見ますと生物の多様性を維持することと書かれておりまして、ここは課内でも少し議論になりましたが、基本的に国が定めた基本指針に即してつくるということのでございますので、この部分につきましては保全という書き方をしていたのですが、今回、維持という形で修正させていただきました。

きたいと考えております。

次に、三つ目でございますが、第二種鳥獣保護区等に関する事項でございます。これが1ページ目の31行目辺りにございます。「森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣保護区を指定し地域における生物多様性の確保に資するものとする」。この文言を追加させていただいた部分で、少しご意見いただきまして、例えばシカによる食害などで生物多様性の確保が著しく脅かされる場合については、それは有害鳥獣捕獲の対象になるのか、また、手続き等についてもどのようになるのかというご意見がございました。

次に、10ページをご覧ください。これは結論から申し上げますと、生態系被害がある分につきましても、鳥獣の管理を目的とすることになりますので、これは有害鳥獣捕獲の対象になりますということでございます。14行目です。(2)番、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止となっております。一番スポットが当たるのが農林水産業の部分かと、あと、生活環境被害などもあります。この部分につきましては、以前からこのような考え方になっておりますので、この部分については有害鳥獣捕獲することは可能だということでございます。

次に、第4でございますが、10ページをご覧ください。21行目辺りに予察表というものをつくっております。この部分についてドバトは予察表リストの一番最後にすべきではないかというご意見がございました。これは鳥類の目録などを見ていると、もともとカワラバトというのは、海外から持ち込まれたものでそれが野生化したという扱いになっているということで、外来種というくりに入れられていまして、リストなどでいいますと一番最後に書かれているというところでした。この部分につきましては、環境省のほうに確認させていただいたのですが、特に順番については定めがないと聞いておりますので、委員の意見どおりリストの一番最後に載せることにさせていただきました。それが11ページでございます。また、11次計画ではドバトという書き方をしていたのですが、他府県などを調べさせていただきますとカワラバト(ドバト)ということで、正式名称はカワラバトということでございますので、この部分を少し修正させていただいたというところがございます。

次に、5番目になります。第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項でございます。20ページをご覧ください。この部分に第二種鳥獣管理計画の作成に関する事項という記述がございます。真ん中辺りに表をつくっております。大阪府ではシカ、イノシシによる農林業被害等が深刻ということで、従前からこの2計画について管理計画を策定しているところでございます。11次計画ではこの表の中に管理の目標ということで項目が一つございまして、例えばシカでございましたらその中に捕獲頭数は700頭以上でありますとか、被害金額が平成何年度の半減という形で書かせていただいていたのですが、これは1回目の野生部会でも委員さんからご意見をいただいた部分でございます。基本的にこの部分に記載するのは、あくまで大阪府ではシカ、イノシシについて管理する必要がありますので、この計画について策定しました。あるいは宣言するような部分がありますの

で、あえてここで入れる必要はないだろうということでございます。

あとは他府県の状況でありますとか、国から示していただいている様式参考例を見ましても、この部分につきましては管理の目標という項目がこの表自体には載っていませんので、この部分から削除させていただいております。ただ、削除することについて異論はないけれども、方針の部分などで管理の目標を設定するというので、簡単に置いてはどうかというご意見をいただいておりますので、10行目になります。なお、管理計画の策定にあたっては目標を設定した上でということで、この方針の部分で新たに追加させていただいたということでございます。

次に、同じ管理計画の策定に関する事項になりますが、ここの5行目辺りに「シカとイノシシのあつれきを軽減し」ということで文言がございまして、ここの部分は「あつれき」という言葉自体がすごく分かりづらいと。例えば人間活動とシカの調和的な関係を図るとか、共存を図るなどのいい方が分かりやすいのではないかとご意見をいただきました。意見をいただいた上で、もう一度基本指針の見直しをさせていただいたのですが、この部分につきましては、4行目から9行目でございますが、国の基本指針に合わせてすべて書き直しをさせていただいたところでございます。これは昨年、法改正がありまして、鳥獣の管理という概念が入ったのですが、管理すべき鳥獣について生息数を適正な数に減らすとか、その生息地を適正な範囲に縮小させるということについて、この二種の計画をつくるということがございましたので、この部分につきましては、今の国の基本指針に即して書き直しをさせていただいたところでございます。このあつれきという部分につきましても、少しあつれきが深刻化しているということで記述がございましたので、この部分につきましては、このまま記載する形でお願いしたいのですが、国の基本指針では漢字ではなくひらがなであつれきということがありましたので、その部分につきましては、併せて修正させていただいたところでございます。

以上が第2回目の野生部会でいただいた委員からのご意見とそれに対する大阪府の考え方でございます。この内容を踏まえまして、冒頭で説明させていただきましてとおりのパブリックコメントを実施させていただきました。参考資料としてホチキス留めで3枚ほど留めているものでございまして、こちらについて、鳥獣の3計画（案）に対する府民意見の募集についてということで、府の定義をさせていただきまして、このような形でパブリックコメントを募集しますのでご意見を頂戴したいということでさせていただきました。募集期間については、平成29年1月27日から平成29年2月27日までということで募集させていただきました。インターネット電子申請による場合と電子申請が難しい場合は紙媒体での申請という形で、1枚めくっていただきますと2枚目の1ページ目が電子申請する場合になっておりまして、その裏面が紙媒体で提出いただく際の募集についての様式でございます。

1枚目の裏面の6番なのですが、出していただいたご意見の情報の取扱ということで、いただいたご意見については、鳥獣3計画の策定するにあたって参考とさせていただきます

という形で出させていただいておりました。これは結論から申し上げますと、今回、パブリックコメントの意見はなかったということになります。少し残念なことになってしまったというところですよ。

少し余談になりますが、3枚目のパブリックコメント制度をご覧ください。皆様のご意見をお寄せください。パブリックコメント制度ということで、このパブリックコメントの制度を所管しているところが、大阪府の府民文化部になりますが、大阪府では行政計画などをつくる時には、政策形成過程の公平性の確保や透明性の向上を図る目的がありまして、すべてパブリックコメントを実施していることにはなりますが、せっかくいろいろな先生方からご意見をいただいたり、いろいろな手続きをやっているにもかかわらずなかなか周知されていないのかと。議会などでも取り上げられていることがございまして、これについては白黒になりますが、これをカラーで印刷しまして市町村に配布するなど大阪府の実は機関に配布するなどして周知を図っているところではございまして、一番最後のページをご覧ください。パブリックコメント募集中の案件の1番ということで、平成29年1月31日現在で募集しているものは2件ありますと、そのうちの1件にこの鳥獣3計画についても掲載されたというところではございます。

さらにその他のところになりますが、関係している出先機関などについても、このようなパブリックコメントを周知するような文章を置くようにということで、これはあくまでも努力義務なのですが、今回から大阪府の農とみどりとの総合事務所4箇所には、パブリックコメントについて資料を配布させていただいたというところではしたが、結果としては見ていただけなかったということで、次回、計画策定するにあたっての少し課題なのかということで書かせていただいております。

少し長くなりましたが、12次計画につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○石井部会長 ありがとうございます。12次大阪府鳥獣保護管理事業計画ですが、委員の皆さんが書いていただいているような対応、それからパブリックコメントの結果ということでいただきました。パブリックコメントについては事前に打ち合わせをしたときにゼロということでしたので、委員の皆様からきちんとやったのかと言われるのは困るということで、しっかりやっていますということを資料で示してほしいということで、このようなものを出していただきました。「もずやん」まできちんと入ったページでやっていただいておりますが、しっかり1カ月間、1月27日から2月27日までやったということですが、そのような結果だったということでございます。それでは、ただ今の一つ目についてですが、ご意見をお願いいたします。

○阪口委員 資料1-3の10ページ、11ページになります。被害鳥獣名ですが、この中にはアライグマは入っていないのですか。アライグマの文言が見当たりませんが、ということは府内ではアライグマの被害はないというご判断ですか。

○石部会長 この辺はいかがでしょうか。

○事務局（清谷） アライグマにつきましては、大阪府のほうで「外来生物法」に基づく防除実施計画というものを策定しておりまして、基本的にはそちらのほうで防除しているということでございます。この予察表につきましては、実際に被害が起こっていなくても過去の状況から鑑みて被害が起こる可能性があるものをここにしているということでございますので、あくまでこの予察表のリストには載っていないのですが、実際の農林業被害が出た場合というのは、アライグマにつきましても有害鳥獣捕獲することが可能だと、そのような認識でやらせていただいておりますので、基本的には大阪府ではどちらかといいますと「外来生物法」で捕獲したほうが、手続きなども狩猟免許がいりませんということと捕獲の許可がいらないということがありますので、そちらに今のところは重点をおいてやっているという。そのような整理でございます。

○阪口委員 市町村のほうからその書類に関しては、猟友会に依頼するようにと大阪府のほうから言われていると。例えば隣接の松原市なのですが、猟友会の支部を解散いたしました、市の担当者二人から事前に電話があり見えられまして、今まで過去1年に捕れるのは3頭ぐらいですが、その処理に関しては、猟友会は松原支部がありませんので、羽曳野支部でやっていただけませんかという依頼もありまして、「結構ですよ、そのようなわずかな数であれば、うちでもさせてもらいます」ということで、当該地の羽曳野市にも聞いたのですが、その後大阪府は何も言ってこない、最初はいろいろお話があったみたいですが、具体的なアクションは何もないということをおっしゃっていましたが、われわれが先にしなければいけないものなのか、大阪府の出方待ちなのかということは言うておられました。

○高柳委員 それについては12ページの許可基準のほうに、これは有害捕獲の形でアライグマ、ヌートリア等の場合という形で挙がっています。その個体数調整はしないでそれは外来生物法でやるということだと思いますが、そのような意味でいいますと、このようなアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の外来種であるけれども、被害を起こす動物についてどのような仕組みなのかという。そのような図をつくっていただいて、それを市町村に配っていただいて、どのような形で進めるのか。例えば最後、殺すにもお金がかかります。そのお金が今のようにほかの市に持っていくということになれば、それはどのように誰が負担するのかということ整理していただいて、この捕獲はとても重要なことです。

そのようなシステムがうまくいかないから捕獲できないということがあってはならないことですので、それはきちんとしたものをつくって、市町村と猟友会ないしそのような捕獲の従事者に配っていただいて、きちんとスムーズに事が進むようにしていただかなければ、これは大きな問題になりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○石井部会長 この文面の修正というよりも、そのようなことを周知していただきたいということですね。

○高柳委員 そうです。整理して周知していただきたいと思います。

○事務局（清谷） この部分につきましては、先ほど少しご説明させていただいたのですが、今回は国の基本指針のところで、ハクビシン、ヌートリア、アライグマ等については、かな

り限定的ではありますが、農業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内で捕獲してかつ一日1回以上見回りをするとか、そのような条件があれば狩猟免許がなくても捕獲できることになっていまして、大阪府では有害鳥獣捕獲許可につきましては、市町村のほうで権限委譲しておりまして、この変更（案）につきましても市町村には送らせていただいていますし、また、今後、高柳先生のおっしゃったように、市町村の担当者会議の中でも説明させていただいて、そのような何か分かりやすいリストみたいなものを作成して、できるだけ分かりやすく伝えて周知徹底させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○石井部会長 ホームページなどでも当然やる訳ですね。

○事務局（清谷） はい。ホームページにも載せます。

○石井部会長 その辺りは、そのようしていただければという感じがします。ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○前迫委員 20ページの方針なのですが、生物多様性の保全が意味合いとしてはいいかと思いましたが、国と併せて維持するというお話でしたので、それはそれでそうですかという感じで、でも、ここでは生物多様性の確保という。また、維持ではない言葉を使っておられますので、この辺は意味があって確保と直されたのかということが1点です。

同じく方針の中に関西広域連合が策定したと、突然、関西広域連合が出てきますが、これはフルネームといいますか正式名称なのかということと、関西広域連合がどのようなものなのかというのは、知っている人しか分からないので、この辺は少し表記の工夫をしてもいいのかというところがあります。

あとは、これも文言だけなのですが、同じ20ページの（2）です。安定的な共存を図るとありますが、安定的な共存というところがなかなか難しいところでもあり、共生という言葉もありますので、この辺は何かこれでいいですかという確認だけです。

少し戻りまして、11ページのカワラバト（ドバト）としますというところの上で、ケリ、タゲリ、トビとあり、ドバトがまだ残っていますので、これをカワラバトに統一したほうがいいのかということで、以上でございます。よろしく願いいたします。

○石井部会長 はい。4点ですが。

○事務局（清谷） まず、20ページの6行目です。前迫先生のご指摘のとおり、この部分につきましては、見落としている部分がございますので、少し整理させていただきたいと思えます。あと、11ページのリストにつきましては、こちらのドバトは修正させていただきたいと思えます。それから、安定的な調和を図るという部分につきましては、シカ、イノシシの計画との整合性もでございますので、そちらを確認した上で必要に応じて修正させていただきたいと思えます。

○阪口委員 このカワラバトというのはどうかと思えます。正確には、われわれは伝書鳩が野生化したハトをドバトと呼び、それから山野にずっといるのはキジバトと呼んでいるのです。これは、はっきり色で判別ができます。カワラバトというのはまた違うのです。

○石井部会長 では、これは専門家に。

○又野委員 鳥学会が日本鳥類のリストを出しまして、それは第7版改訂になっていますが、そこで外来種でこれまでカワラバトという人、ドバトという人、キジバトは全然、違いますが、いろいろありましたが、そこでカワラバト(ドバト)と一般に書こうということで。

○阪口委員 (ドバト)。

○又野委員 はい。それでもそのように書いているだけで。

○阪口委員 ハト類ですね。

○又野委員 キジバトは種が違いますので、そこでは間違わないのですが、カワラバトというのは言いにくいこともあり、みんなドバト、ドバトと言っていますが、鳥学会ではカワラバト(ドバト)とします。ついでに12ページの28行目に。

○石井部会長 先ほど阪口委員の言われた伝書鳩というのは。

○又野委員 これです。

○石井部会長 要するにドバトもカワラバトも全部同じ。

○又野委員 種としては同じです。

○石井部会長 そうということですね。

○又野委員 はい。

○石井部会長 キジバトというのは在来種で別の種類ですか。

○又野委員 ドバトもこれだけ長いれば野生のようなものですが、いろいろ決められていますから、それに従わざるを得ない。理屈ではないのです。

○石井部会長 鳥の学会のほうで一応。

○又野委員 そうです。決めたことなので。

○石井部会長 では、それに従って。

○又野委員 今はそれに従うということになっています。

○石井部会長 では、そのようにさせていただきたいと思いますが、ほかはいかがでしょうか。

○笹川委員 17ページの頭の豊能町の次が止々呂美となっていますでしょう。止々呂美は箕面市なのです。だからこれは行政上は箕面市に入っています。

○事務局(清谷) おそらく間違いはないと思いますが、もう一度確認させていただきます。ただ、来年度和泉のブナ林の鳥獣保護区が更新を迎えまして、少し私もあまり土地勘がなく和泉市かと思い込んでいたのですが、和泉市ではなくて隣の市であるとか、そのようなことがございまして、確かに箕面ということなのでもう一度、確認させていただきたいと思えます。

○石井部会長 名称であって。

○事務局(清谷) たまに名称が出ているのですが違う市とかあるみたいでして、もう一度、間違いはないか確認させていただきます。

○石井部会長 では、これは確認をするということで、ありがとうございます。ほかはいか

がでしょう。少し修正部分がありますが、ほかの問題どうでしょうか。全部、見ていただいてそれを反映する形にしたいと思います。よろしいでしょうか。意見は出尽くしたということ。

○事務局（清谷） 関西広域連合について少し。

○石井部会長 分かりましたか何か。

○事務局（A） 関西広域連合カワウの件で20ページの関西広域連合が策定した関西カワウ広域保護管理計画についてなのですが、計画策定が関西広域連合の自然環境の部局なのか、少し確認させていただきます。それで構成府県市が関西広域連合でカワウに入っているのが大阪、兵庫、京都、和歌山、滋賀、あと徳島が入っております。それと政令指定市としては大阪市と神戸市、京都市が入っています。その旨ももう少し分かりやすいように府県市で構成する関西広域連合とか、そのような書き方に改めさせていただきますので、よろしくお願いします。

○石井部会長 一応、関西広域連合は広域連合、これは正式名称ではありませんと。

○事務局（A） そうですね。そのあとに自然環境局とかそのようなもしかすれば局名が付くかもしれないですが、広域連合では策定しております。

○石井部会長 少しこの辺りはもう少し丁寧に書き込んでいただくということで、ほかはいかがでしょうか。

○高柳委員 25ページの鳥獣保護管理センター等の設置とありますが、内容を見ますと保護だけなので管理等というのは、傷病鳥獣の保護を目的として、要するに管理までやるのかと言えば、どうもここに書いてある内容では傷病鳥獣の野生復帰だけなので、保護管理センターと言えば、そんなにすばらしいものができるのかと、将来保護管理センターにするという。そのような意図があるならばそれでもいいですが、これを読みますとどう見ても保護センターだと読めますので、そこら辺は少しお考えいただければどうかと思います。

○石井部会長 いかがでしょう。たぶん名称はどこかで決まっている。

○事務局（清谷） そうです。この大阪府動物愛護管理センターというのは、基本ペット関係を扱っていることがありまして、その中に野生鳥獣の傷病で傷ついたものを野生に戻すための施設を設置するというのでございますので基本的には。

○高柳委員 それは下には大阪府愛護管理センターと書いてありますが、4のところに鳥獣保護管理センターと書いてあります。4のタイトルが鳥獣保護管理センターになっていますので、これは何か違うということ。

○事務局（清谷） すみません。そうですね。これは少しおかしいですね。表現を変えさせていただきますたいと思います。

○石井部会長 鳥獣保護管理センター等の設置というのは、環境省の公告だったりします。

○事務局（清谷） そうですね。環境省がおそらくそのように書いていたと思いますので、もう一度、それは確認しておきますが、齟齬のないように修正したいと思います。

○石井部会長 少し調整が必要なのかもしれません。ほかはいかがでしょうか。特にないよ

うでしたら第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画の案ですが、少し修正を入れるということですが、それほど大きなものではないと思いますので、少し座長のほうに預らせていただいて、私のほうで最終的にもっていき諮問することにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員各位 はい。

○石井部会長 その上でご承認いただければと思います。どうもありがとうございます。

では、2点目、「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第4期）について」、まず、事務局からご説明してください。

○事務局（A） それでは、「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第4期）について」説明させていただきます。前回から、少し期間があいていますので、主にご意見をいただいて修正した点とあと、概要のほうもさらっと説明させていただきます。先ほど清谷が説明させていただいた鳥獣保護管理事業計画の中にも項目がありましたが、大阪府ではシカとこのあと説明させていただくイノシシにつきましては、第二種鳥獣管理計画を定めております。こちらの中で規制等を実施しまして、被害が大きいものとか分布が拡大している鳥獣に対して対策を取るということを定めております。資料2-1をご覧ください。こちらは5カ年計画を立てておりまして、5の現状の捕獲頭数のところを説明させていただきますと、シカにつきましては右肩上がりになっておりまして、平成27年度1,500頭程度捕獲されております。その下の被害金額につきましては、一時1億円を超えるような大きな時期がありましたが、平成16年、17年を境に大きくぐっと減っておりまして、近年につきましては、ほぼ変動はありますが、ほぼ一定ぐらいの被害金額なのかということですが、ただ、捕獲頭数は右肩上がりで被害のほうは一定ということで、被害と捕獲頭数が連動してないのかということが、今の5カ年計画を見ている中で分かってきました。

次に、裏を見ていただきますと、ちょうど第6で管理の目標ということで定めております。こちらが今回、5カ年計画の中で大きく変わったところなのですが、管理の目標は被害が深刻な地域、農家アンケートで被害状況が4です。被害が大きいと答える地域をなくすこととしております。管理の目標を達成するために一つの指標として、シカ生息地域での平均密度を10頭以下とすることで定めております。ちなみに平成27年度は15.6頭が平方キロメートル当たり平均いるのかという結果が出ております。

それでこの管理の目標のところをもう少し具体的に説明させていただきますと、次の資料2-2をご覧ください。こちらで主な変更項目ということで書いていますが、下の表は簡単に書いてあるところです。その下の表のシカの被害強度のところの色が濃いところが被害が大きいところになっております。今回の被害の計画につきましては、この被害が大きい4と5以上のところを重点的に捕獲してなくすということを管理目標としております。凡例で小さい数字を消さなければいけないところが残っていますが、ここは改めて修正させていただきます。この4が大きい被害、5が深刻ということで、農家の実行組合長さんからアンケートで回答をいただいたところになっております。

その根拠につきましては左下の生息密度、横軸が生息密度、縦軸が被害の強度で、縦軸が大きくなりますと被害が大きくなる。横軸が頭数が多くなるということを表した相関グラフになります。10頭を境に急激に上がっていることと、概ね10頭を境に被害の強度が4を超えた地域が発生しているため、今回の計画の目標としましては、この10頭を境にしてみようかということで考えております。

それで、右のほうを見てくださいと、これはシカの生息密度と森林の植生衰退度を表したグラフになります。こちらにつきましても横軸が生息密度を表していきまして、平方キロメートル当たりどれだけいるか。縦軸は下層植生の衰退度を表しております。数値が上がっていくにつれて森林の中で下層植生が衰退している度合いが高くなっています。こちらの表から分かることにつきましては、シカの生息密度が増加するに伴ってだんだん下層植生の衰退度が増加しているということです。また、10頭程度を境に衰退度2と定めている植生率が43.5%未満の地域が発生するという事です。だんだん下層植生が減っていく地域が発生しますということで、こちらの変化は併せましても、この10頭が一つの境になるのかという関係性が見て取れます。これらを踏まえまして、今回の計画につきましてはシカの生息密度を平方キロメートル当たり10頭以下にするということの一つの指標として目標づけをしております。

もう一度先ほどの裏面の7のハトの調整に関する事項につきましては、こちらで何をしているかといいますと、個体数の調整に関する事項を定めております。年間捕獲数の設定ということで、過去3カ年の平均捕獲数を取りますと1,400頭となっております。生息数を減少させるためには、現在の捕獲率以上の捕獲が必要となるため、今回、1,400頭を年間最低捕獲数として定めております。この捕獲数につきましては、今年度、来年度とずっとモニタリング調査をしていきますので、このモニタリング調査の結果を踏まえて、実情と合わない部分が出てきましたら、必要に応じて見直しを行うこととしております。

その下の捕獲推進のための規制緩和ということで、シカにつきましては捕獲数の制限です。一日当たり1頭という制限がありますので、それを緩和しております。こちらにつきましては今の計画の規制緩和をそのまま引き継いでおります。猟期の延長につきましても、現在の計画と継続なのですが、猟期の枠を2月15日から3月15日まで1カ月延ばしております。それとくくりワナの制限解除ということで、法では12センチ未満に限るとなっていますが、大阪府につきましては、ツキノワグマの恒常的な生息区域ではありませんので、無制限として制限を解除しております。

あとに8番、9番、10番とありますが、8番が生息環境の管理に関する事項ということで、里地の管理と里山の管理について記載しております。9番につきましては、後ほど説明させていただきますが、被害防除対策ということで、対策についての記載の項目がございます。10番が、モニタリングについての記載しているものとなっております。

次に、資料の2-4をご覧ください。こちらの資料2-4と資料2-3の部分を照らし合わせて説明させていただきます。資料2-4の一番上の番号のところですよ。こちら本文の1

ページをご覧ください。12行目になりますが、こちらは10日に一度程度行って集めてきた量の表現が分かりにくいというご指摘をいただきましたので、環境省の指針と照らし合わせたところ、指針においてあつれきという表現が使われております。ただ、その表現がひらがなとして使われていたもので、ひらがなに変更しまして、本文は引き続きそのままあつれきという表現を使わせていただきたいと思いますと考えております。

次に、同じページの番号でいいますと24行目です。2-4の表でいいますと6番です。計画策定の目的及び背景になります。こちらの24行目から29行目につきましては、策定の背景といいますか経過を書いていたのですが、これが当初はその下の目的の欄に書いておりました、少しこの場所では分かりにくくなりますので、これを前のほうにずらしていただきました。こちらにつきましては、事務局での修正内容になります。

次のページです。2ページをご覧ください。こちら事務局で直させていただきました。図1の分布図なのですが、こちらは単年度の分図を書いておりました、捕獲のあったところをベタ塗りしていたものだったのですが、モニタリング調査等で分布域の調査をしておりますので、それを複数年の調査の平均を取ったものに差し替えさせていただいております。

次に、3ページをご覧ください。図2、図3の部分になります。こちらのご意見の表になりますと8番になります。生息状況のところ、図2の出没頻度のところの前回までは平成27年度版を採用していたのですが、こちら複数平均版を、図3につきましても、平成27年度版でしたが、平成26年度と27年度の平均版に差し替えをさせていただいております。

次に、2-4の番号は9番です。ページは次をご覧ください。12行目の図5のワナの捕獲効率についてなのですが、前回まで少し銃の捕獲効率のグラフを載せていたのですが、ワナの捕獲効率のグラフに変更しております。

次の10番なのですが、ページとしましては6ページになります。15行目のところに図9がございまして、こちら平成27年度のバージョンのみを追加していたのですが、こちら平均版に変更しております。

次に、番号は2になります。ページ番号は9ページをご覧ください。31行目に管理の目標がございまして。こちらは前回の野生動物部会でご意見をいただきまして、私どもが説明していた言葉と文面の記載の内容がリンクしていなくて分かりにくいというご意見をいただいております。

最後の管理の目標につきましては、生息密度を10頭以下にするというのが目標ではなくて、深刻な地域を減らすことではないかというご意見をいただきました。そのご意見を受けまして、少しこちらの32行目から37行目の表現に変えさせていただきまして、目標を被害が深刻な地域、農業被害4を超える地域をなくすことという記載にして、目標達成のために平均密度を10頭以下とすることと改めて整理して記載しております。

次に、表の3番になります。本文の10ページをご覧ください。42行目の9の被害防除対策という項目全体にかかることとございまして。こちらでご意見をいただいた表番号の3

番です。生息環境の管理に関する事項です。33行目から40行目になります。黄色のラインマーカーを引きもれていたのですが、こちらでは生息環境に関する事項を記載しております。里地里山以外に生息するシカの管理についても記載すべきというご意見をいただいております。現在、大阪府につきましては、まだ奥地の被害状況や生息状況の把握が十分されていないこともありまして、少し記載の仕方としましては改めておりません。奥地のシカの状況につきましては、引き続きモニタリング調査を実施することにより、生息密度とか下層植生の衰退度の把握等に努めていきたいと考えておりますので、今回におきましては、記載の追加等はしておりません。

次に、表の4番です。同じページの42行目の被害防除対策の項目です。こちらの項目につきましては、従来はそのあとの10のその他、管理のための必要な事項ということで、その他、項目の中に入っていたのですが、被害防除対策というのは、鳥獣の保護管理の3本柱の一つで重要な項目なので、独立項目として記載すべきだというご意見をいただきました。そのご意見を受けまして、こちらの9番に独立項目として記載場所を変更させていただきました。

次の表番号5番の被害防除対策の項目で、本文の11ページになります。5行目から6行目なのですが、いただいたご意見で適切に電気柵等が張られていないようなこともありますので、柵設置の技術指導等につきましても考える必要があるのではないか、項目に記載すべきではないかというご意見をいただいております。これにつきましては、こちらに追加で記載しております。農業者への技術指導を行う市町村等の人材に対する講習会を実施することということで追加しております。こちらの講習会等を実施することにより、農家に対して指導する市町村の担当者について、技術力アップをしていく必要があるのかということで追加した次第です。

最後なのですが、表の番号11番の項目です。ページは同じ11ページの24行目の表2のモニタリング概要というところで、こちらは事務局で少し修正させていただいたところで、生息状況調査の項目です。従来こちらは対象地を北摂地域のみとしていたのですが、最近分布の拡大等で北摂地域以外での目撃や捕獲等がございますので、今回の計画に合わせて全域ということで修正いたしました。こちらにつきましても農家さんのアンケート等におきましても府下全域の状況把握に努めていますので、対象地は全域としても適切だと考えて修正した次第です。

以上が野生生物部会でいただいたご意見と事務局による修正事項の説明になります。

○石井部会長 ありがとうございます。「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画第4期」の説明ですが、委員からいただいたものが5件と事務局側で修正したのですが、いかがでしょう。何かご質問はございませんか。

○栗本委員 私は前回、3番目の里地里山以外の告知で深刻ですよと、林業の間伐をしても下層植生が十分生えてきませんと。そのようなことは災害につながるから重要ですよということをいいましたが、今回、このような結果になったことについては、とても残念でなりま

せん。そのことについては、それを踏まえて残念だと森林組合としては承服しがたいということをし述べさせていただきます。

○石井部会長 修正部分ではなく。

○栗本委員 できれば修正してほしいですが、修正していただけないとしても、森林組合としては承服しがたいという意見を申し述べさせていただきます。

○石井部会長 事務局どうでしょう。これについては、委員がお答えになった事項は。

○事務局（B） 今、私のところでは鳥獣被害というところで、担当させていただいているわけですが、一定、鳥獣被害、それからおっしゃっておられる奥山を守っていく林業とそれから自然ということがあると思いますが、その辺のコンセンサスの中で、今、急にそのものと合体して計画の中に入れることは難しいかと。このモニタリング調査をしながら、あとはみどりの担当部局も併せて、どのようなことができるのか、少し中期的に考えていかなければ、急に守りますと言ってもなかなかできないことがありますので、その辺はこの辺で認識させていただいていますので、今後、引き続きモニタリングとそのようなみどりとの関係があるということで、意見がここに入る格好での検討はさせていただきたいということで、書きぶりは少しあれなのですが、モニタリングということでお書きさせていただいています。

○阪口委員 先だって国民会館で前迫先生も来てご講演をいただいたのですが、この分析は大いに結構なのです。だけど被害がこれだけ出ているのにそれをどのような形で防除するのか、もう少し具体策をやらないことには、例えば私どもと近畿中国森林管理局と契約をいたしまして、箕面の中の国有林でこれだけ捕ってくださいと、1年もしくは頭数の、ところが1年どころかその頭数は半年未満で捕っているわけです。それで再契約をいたしましてまた捕ってくださいと、たまたま箕面の支部長はうちの副会長なのですが、止々呂美、先ほど言っていたところでもシカは激減しましたと、やはり捕獲しないことには防除はできません。それはフェンスであるとかネットを張ったり電柵を張ったり、それも悪いことではないと思いますが、やはり頭数を減らさないことにはいくらやっても賢いやつは網をくぐって来ますし、彼らも生きるために食べるのですから、これの具体策が以前にも聞きましたが、それは有害に関しては市町村に委譲していますということで、そのように逃げられればわれわれは、われわれでさえやってくださいと頼まれてやる立場なのですが、そのような具体的なアクションがあれば応えていきたいというのが、われわれ公益社団法人の一番の目的なので、そのようなことはいろいろな面でさせていただいておりますが、ただ、北部のほうの今まで聞いていたモニタリングや調査、実際にこれだけお金を使ってここでこれだけのことをしましょうという具体策は、はっきり言って聞いたことがないのです。そのようなものでできるのかと何か雲をつかむような話ばかりされていて、非常に言葉は厳しいかも分かりませんが、森林管理局さんみたいに、この地区でこれだけ捕ってくださいと。1頭に付きいくらお金を払いますと。われわれに提示されれば、それなら契約しましょうということで実際にさせてもらっているわけです。現にそれだけ減っているというのは、はっきり出ているのです。やはりこのように実行性のある施策をやらないことには、栗本さんが嘆か

れるのは、僕は無理がないと思います。

○事務局（Ｂ） 今、施策ということで、初めの今回、どの地区でどれだけの密度ということで、地図でご説明させていただいたわけですが、今までどの地区でもものすごく色濃くいるということがなかなか分からなかったということで、例えばあまりいないところをやっつけてみたりということがありましたが、この地図を市町村にお見せすることによって、今、おっしゃっているように、例えば止々呂美のどの地区にいるからそこを重点的とか、上から見た格好での具体的なより情報提供することかということで、今回のものを皆さんにお渡ししたいということを1点思っています。

それから、あと有害の捕獲ということで、今、国の補助金を使って1頭8000円ですが、皆さんに補助金としてお渡しするというので、各市のほうで計画を立てられて、その補助金を使って有害捕獲をされていますので、この辺の中でうまくその金額そのものを使っていただいて捕獲のほうに精を出していただければと思います。ただ、どこもかしこも捕っていますとなかなか頭数ばかり捕ってしまって駄目なので、その辺のメリハリですね、先ほど言ったような計画の中で黒い部分、たくさんいるところを集中的に捕る。そのような情報提供をさせていただきながら、今後、効果的な保護といいますか捕獲をしたいということで、猟友会の皆様にもご説明させていただきたいと思っております。

○阪口委員 先だって大分県が発表されたことはご存じですか。大分県が県の狩猟に関わる費用は全額ゼロにしますと、それと有害をされている方、当該県を登録される場合は狩猟税をゼロにします。他府県の方が大分を狩猟登録される場合は狩猟税を2分の1にします。僕はいつも前から言っているのですが、同じことをしているのです。狩猟と有害とやる行為は同じなのです。狩猟の場合は狩猟税という税金を払って、しかも48都道府県のどこに出猟するかという。登録府県ごとにやらなければいけないわけです。有害は逆に同じことをしてお金がもらえるのです。僕らはお金ほしさにやっているわけではないですよ。決して。だけどころの矛盾それはここでは関係ないかも分かりませんが、例えばわれわれの運動でオーム捕りにはアマチュア無線を使うことがやっと認められました。総務省ね、もちろん免許を有する者なのですが、ところが同じことをしても狩猟はいいけれども有害は業務だから駄目という。このようなことを平気でいうわけです。そんなことであれば「誰がするのじゃ」と、このようになるわけです。こちら僕はものすごく矛盾を感じます。実際に現場を預かる者として、もちろんモニタリングとかいろいろよろしいのですが、これがいかに正確かどうかというのは、僕は以前から非常に疑問に思っているのです。大日本猟友会では今、例のドローンを使ってもっと正確に計ろうではないかということも、今は実験段階ですが、もうじき実用化されるのではないかと思います。

それから、こんなことを言えば、お前はケチばかり付けると怒られるかも知れませんが、このような濃淡物は、できれば、このページだけでもカラー刷りにしていただければ有り難い、非常に分かりにくいという。このような資料で判断するというのは、非常に難しいということです。

○石井部会長 この部分ですが、事務局のほうも提案としては引き続きモニタリング調査を実施するというので、調査はするというので。下層植生の状態など生息物などというようなことがあります。というようない。

○阪口委員 これがよく分からない。

○石井部会長 ということで、この項はよろしいですか。

○前迫委員 このデータについてなのですが、非常にきちんと調査をされて貴重なデータだと思いますが、一応、森林のほうの下層植生の衰退度のところで10頭という線を引かれておいて、10頭のところから上のところは下層植生の衰退度としては2以上になりますので、割とここは納得のいく線だと思いますが、農業被害のほうです。このほうはロジスティック曲線になっていますので、ここで引きましたということが10でもいいですが8のほうがいいのではないかとか、農業被害と言えば農業をしている人は、10だと農業被害度でいいますと3、4の被害を受けることになりますので、この辺で一応、縦覧とかされている中で、もう少し何とかしてほしいとかいう声が挙がっていなければここでもいいかと思いますが、少し結構甘いなといいますか、農業被害のところでは10と引くには結構いる。シカが平方キロ当たり10というのはまずまずいる感じはありますが、この辺の住民の方の納得度とか、シカは連続的になっているわけではありませんで、林業サイトのほうで10であり、農業でももう少し厳しくするというのは、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、同一にしたことの良さもありますし、一方10ではまだまだ被害があるかもしれないというところの懸念もありますが、この辺りはいかがでしょうか。

○石井部会長 取りあえずパブリックコメントはなかったわけですね。

○前迫委員 特になかったということですね。

○事務局(清谷) そうですね。パブリックコメントでは意見をいただいておりますね。

○前迫委員 そうですか。分かりました。それだとまずまず妥当な線なのかと思いますが、環境省はもう少し厳しいラインを出しているところもありますので、大阪としては10でいきますよというところで、努力量としては今よりも減るということなのだと思います。

○石井部会長 そういうことですね。よろしいですか。

○高柳委員 この段階でも言えないかという気がしますが、いくつか、まず1,400頭にした根拠が全然示されていなくて、例えば計画の中の4ページを見ますと図4の目撃効率もくくりワナの効率も上昇し続けているわけです。つまりこれは個体数が増え続けているということの意味しているところを見ることができるわけで、1,400頭の捕獲というのは、捕獲数の増加率はたぶん7、8%だと思います。条件が良ければ20%増えるというシカは、まだまだ増え続けていると見るべきだと考えますと、1,400頭というのは非常に甘いところ。ほかのところはやはり推定して何頭捕れば減りますよという目的の下に何頭ということを決めているところがありますが、大阪府は推定個体数密度を出していないので、その中で、1,400頭にするという根拠があまりにもないと思います。

それで幸いなことに最低捕獲数はモニタリング調査の結果を踏まえ必要に応じて見直し

を行うと書いてありますので、そこで対応するしかないのですが、毎年これは行えるのです。必要に応じて毎年の審議会の中でそのような形が行われると考えておかなければ、これはあつという間に一体問題に、5年もあればとんでもないことになるということだけは認識しておいていただかなければ、このような計画をつくってれば、5年後にはとんでもないことになっている可能性が十分あり得ると。僕は今、2,000頭とか2,500頭とか捕る計画を立てるほうが、本来ならばいいと思いますということが1点とそれから、この資料2-2というのは、公開されるものなのではないでしょうか。

○事務局（A） 2-2は公開しない資料です。

○高柳委員 しないのですね。

○事務局（A） はい。

○高柳委員 僕はしたほうがいいような気がします。しないにしても意識の問題としてシカの生息密度、農業被害強度のところ、波線で囲っているところがありますが、波線で囲っているのは微妙に農業被害密度、強度4を微妙に外しているなと思います。もし農業被害強度のことを言うのであれば、さきほども前迫委員から指摘があったように、10以下まで含めて4を全部囲って10以下のところでも4のところは捕りますよという意思表示を示していただかないことには、これはダブルスタンダードになっていますので、きちんとそのような4以上のところは10以下でも捕りますよと農業被害に関してはという。そのような意識を示していただきたいと思います。この図の波線で囲っている部分を対処しますという意味で波線で囲っているのですが、農業被害に関していいますと4は全部対処しますので、4のところは全部囲うべきだと思います。

それから、先ほど前迫委員が言われた10頭のところ、切ってそれでいいのかという話でしたが、捕獲だけで被害をなくそうと思えば、たぶんとてつもなく減らさなければいけないですが、今の保護管理計画というのは、個体数密度だけではなくて被害防除などを組み合わせるという中で、まず個体数密度は10頭までにして、それ以外は被害防除や何かを組み合わせるという。そのようなことが伝わるような、本来ならば形で書いてあれば、今のようなご質問に対しても十分にお答えできるのではないかと思います。

先ほど阪口委員のほうから、具体的な案がないということで、私もそれは非常に強く感じます。こんなことを言えば大阪府に怒られるのですが、どちらかと言えば猟友会のほうが進んでいるのではないかといいたい。つまりもっと猟友会さんを利用して、利用してはいけませんね、捕っていただけということなので、例えば平方キロ当たり10頭以上のところは全部なくしますよとか、何かそのような、例えば20頭以上のところは全部なくすとか、そのようなところに集中して捕獲をかけるとか、そのようなこともほんとは入っていれば、もう少し単年度の計画とお金の適正投資ができる。全体で10頭にする。今は15、6ですといいますが、でも、これを見ますと少なくとも20頭以上、30頭以上は全部なくしたいということも考えますので、そのような意味でいいますと、やはり来年度以降、見直しをする中で捕獲方法についての見直しは行われるのですか。施策の基本的な在り方につ

いても9ページの目標を達成することについて基本的な在り方、考え方、下の行政に対する項目というのも、これも毎年のモニタリングに関して必要に応じて捕獲数と書いてありますが、捕獲数だけですねこれは、そこら辺をもう少し基本的な考え方にしても見直しを何かかけられるようにしておいていただきたいと思います。

それから、指定管理鳥獣捕獲事業を行う予定ならば、どのようにして行うのかという指針はあるのでしょうか。ここに書かれているのですが、実際にやる予定はあるのでしょうか。

○石井部会長 それはどうなのでしょう。

○事務局（A） 現在のところ指定管理事業を行う予定はございません。

○高柳委員 ないのですか。

○事務局（A） はい。

○高柳委員 先ほど阪口委員さんとの話で非常に捕っていると、実はそのように猟友会さんが捕っているところは国有林任せだけではなくて、そのような糞塊密度でもって個体数推定ができる技術を大阪府は持っているわけですから、どれだけ捕って捕る前の密度はどれぐらいだったのか、このようになりましたというような事例ができれば、それを他地域でも応用していくことができますし、何かそのようなもう少し連携を強めるような姿勢を大阪府としても、少しこれには引け気味かと思えますので、何かそのようなものがもう少し文言で散らばっていれば有り難いのですが、見直すのが個体数だけではなくて、狩猟方法など何か全体について見直しができるように正確に書いておいていただくと有り難いと思います。そこら辺の実施の部分がモニタリング調査結果を見て必要に応じて捕獲数、何か捕獲方法とか何かそのようにでもしていただくと、数だけではなくて捕獲の進め方についても検討できますよという形にしておいていただくほうがいいかと思えます。

○石井部会長 捕獲数の見直しをするということは、やり方を変えなければできないかもしれませんね。

○高柳委員 はい。

○石井部会長 事務的に入っているけれども、あえて修文したほうがいいかもしれませんね。

○高柳委員 ええ、そのほうがより意識が高まりますし、先ほど栗本委員が言われたことは、5年後はとんでもないことになっている可能性がこのままいけば十分あり得ると。芦生などを見ているとほんとに5年であっという間になります。だから今の被害強度の調査を見ますと何か赤いところは大阪ではぼつん、ぼつんとしかありませんが、5年後には真っ赤かになっていることが十分起き得るのだということは理解していただかなければ、5年後になって騒ぐよりも、今、騒いでおいたほうが、私はいいいのかと思います。

○石井部会長 では、少し具体的なところとして、10ページの9行目のところですか。

○高柳委員 そうです。

○石井部会長 毎年のモニタリング調査の結果を踏まえ必要に応じた捕獲制度の見直しを行うということについて、どちらの順番がいいか分かりませんが、捕獲数・捕獲方法つい

でに等まで入れて飲み直しを行うぐらいにして。

○高柳委員 そうですね。そのようにしていただけると有り難いですね。ほんとに大阪は緊急度が高い、今ターニングポイントです。ここでしっかりガンと捕れる方向に進めば素晴らしい方向に行く、みんなすべての周りの都道府県がみんな見逃したターニングポイントに今いますので、このターニングポイントで大阪府の猟友会が入ってくださると言っているところを含めてやっていただければ有り難いと思います。

○石井部会長 分かりました。1回、2回、パブリックコメントをかけているところですので。すぐにはいきませんが、少しいろいろな思いを込めて、その等の中に例えば里山も入っているかもしれないですし。

○高柳委員 はい。それで結構です。少し入れておいていただくと来年度以降に動きやすくなるかと思えます。

○石井部会長 なかなか難しいかもしれませんが、この部分、事務局このような修正は可能ですか。

○事務局 はい。

○石井部会長 では、そのようにさせていただきます。

○阪口委員 ただ、北摂はやっかいなことで、京都と兵庫に隣接しているのです。大阪でやりますと京都や兵庫に逃げてしまいます。だから何年か前にも時期を同じ日の日曜日にやろうと、京都に隣接するうちの支部と向こうの亀岡で、やったのですが向こうの中でもめましてできなかったという。

○高柳委員 失礼いたしました。僕は京都で申し訳ございませんでした。

○阪口委員 いえ、いえ、先生のせいではないのですが、亀岡猟友会の中で少しトラブルがあり一緒にできなかったと。これは一緒にやるのが捕獲効率をうんと上げることになります。これを連携してやりたいと、近々、近畿の猟友会の総会もありますので、このようなことをお願いして、兵庫、京都、大阪、同じ日にやるということが、これが非常に効果の拳がることではないかと。

○石井部会長 では、捕獲方法等の中に。

○高柳委員 そうです。この等の中に入れていただければ、先ほど京都と大阪と一緒にやっているのは京都府に何か働きかけがあると思いますが、京都は兵庫県側とも一緒にやるということはやっていますので、そのような意味では大阪府側からも働きかけをしていただければ有り難いと思います。

○阪口委員 そうです。

○高柳委員 そこで等の中に全部。

○石井部会長 いろいろな思いを込めて等を入れて。

○阪口委員 重たい等で。

○石井部会長 ほかよろしいですか。もう一ツイノシシがあるものですから、時間も迫ってきましたので、こちらは修正として10ページの9行目のところです。

○澤島委員 シカの頭数を減らすことも大事なのですが、例えば狩猟免許を持っている人を増やすために受験機会を広げていくとございますが、例えばうちの大学などでも結構、大阪出身の若者とか多いのです。もう少し何かそのようなポスターを関連大学に配るとか、具体的に宣伝して周知させる働きかけを具体的に盛り込めないですかという。

○石井部会長 そのような内容を書いていますので、たぶんこれはこれとして具体的にどのようなことをするのか政策の中でやっていただくということもあるでしょうね。

○事務局（B） そうですね。現実的には道頓堀のネオンのところに狩猟がいつから始まるとか、ネオンサインなどでPRさせてもらっていますし、ホームページもやるということなので、先生のおっしゃっている学生さんというところが、今のところ各大学を回っているわけではありませぬので、その辺を具体的に先生のおっしゃっていることを。

○石井部会長 連絡を取り合うことは悪くないと思います。私は授業の中で言っていますけれども。

○事務局（B） その辺少し改革で聞いていないところを具体的に。

○石井部会長 新聞報道などによりますとだんだん若者、女性なども含めて少しずつ増えていると思いますが、もう少し拡大するような大阪府も頑張れということだと思います。

○澤島委員 あともう一つ、年度末辺りに言って申し訳ないですが、やはり資源の利用とか、捕ったというアウトプットをどのようにするのかみたいなことは、結構、大事だと思いますが、ただ、情報を収集するとともにとかいうのは、すごく及び腰のような気がして、もう少し産官学の連携で取り組むみたいな、もう一歩進める文章に書いていただければ、私は有り難いといいますが、北海道などでもそのような形でやっていますし。

○栗本委員 イノシシと同じなのでイノシシの話も一緒にしたほうが、時間もないですし先に進みませんか。

○石井部会長 そうですね。先ほどからいっていますが、1回、2回、パブリックコメントが終わって今ですので、それほど大きな修正はできないと思います。運用については少しあとで、では、今のような修正を加えて、本野生部会で踏襲するというので、ご意義ないでしょうか。ありがとうございます。

続いて、イノシシ、のほうにまいりたいと思います。「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）」について、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局（A） 「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）」の概要から説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。構成につきましてはシカと同じなので、はしりながら説明させていただきます。こちらシカの次期計画は4期なのですが、イノシシは5年ごとに実施していますので3期の計画になります。5の現状の捕獲数なのですが、イノシシにつきましては年によってバラツキがございます。平成22年度と26年度は数多くて、平成23、24、25が少ない、それと27も少ない数になっております。こちらイノシシについては1年間に4、5頭子どもを産むこともありまして、生息数についてもバラツキが出たりするのかというところで、それに応じて捕獲数も変わっているのかということ

が推測されます。被害金額につきましては、平成22年のピーク以降3日で下がってくるところになります。こちらについてもシカと同じく捕獲頭数と被害の相関関係があまり連動していないと感じていますので、捕獲はもちろん大きな効果はありますが、それだけではないのかということが推測されます。

次に、裏をご覧ください。管理の目標なのですが、被害が深刻な地域、農業被害強度4を超える地域をなくすこととしております。こちらはシカと同じです。こちらの狩猟につきましてはシカと異なり、シカは糞塊によって生息密度が把握できますが、イノシシはできませんので別の密度指標ということで、銃猟のときの平均目撃効率というものを使っております。こちらを1日一人が山に入ったときに見る頭数を0.15頭以下とすることを目標としていまして、現状につきましては平成27年は、0.22頭ということになっております。そちらの説明ですが、資料3-2をご覧ください。下の図面をご覧ください。イノシシの農業被害強度はシカと同じ色の濃いところの被害が大きいということが農家からのアンケートの結果です。こちらにつきましては北摂地域もこのようなところがありますし、南の地域にも濃いところがあり、大阪府下広く被害が出ているのかということが見て取れます。イノシシの目撃効率と被害強度の相関性を表した表で目撃効率が0.4程度までは増加して、そのあとほぼ一定になるような状況です。目撃効率が縦の点線の0.15を境に被害強度が4より大きいところが発生していますので、このような点から今回の計画の管理目標として0.15にしたいと考えております。

また、概要版に戻っていただきまして、数の調整に関する事項は、最低捕獲頭数を3,100と定めております。捕獲の規制緩和につきましては、猟期の一時解決の延長とくくりワナの制限解除を実施しております。生息環境に関する事項として里山の管理についての事項、独立項目として被害防除対策の項目、9番がその他ということでモニタリングを記載しております。

それで、本文の主な訂正事項をまとめた資料3-4をご覧ください。番号1です。上が野生生物部会でいただいたご意見、下が事務局による変更項目になります。番号1から説明させていただきます。本文の1ページをご覧ください。こちらにつきましてはシカと同様で、12行目のあつれきという表現をひらがなに修正しております。資料3-4の番号3の背景の項目になります。19行目から24行目のところで、こちらもシカと同じで目的の項目に書いていたものを背景のところに変更しております。

次に、資料3-4の番号5番の本文の2ページをご覧ください。こちらの分布図、図1につきましても、平成24年度から27年度の平均版に変更しております。

次に、番号6の項目なのですが、ページ3の図2と図4につきまして、図2を平成24年度から26年度の分布に変更しております。

次に、番号7なのですが、下の図4を銃猟捕獲効率からワナの捕獲効率に変更しました。こちらもシカと同じ変更になります。

次に、番号の8なのですが、5ページをご覧ください。図6、図7、図8を事前修正した

者を今回、記載しております。1ページに戻っていただきまして、4ページの図5の大阪府内における捕獲頭数の推移の表なのですが、少しこちらは有害捕獲と狩猟による捕獲ということで別枠にしていますが、凡例のほうの色が逆になっておりますので、こちらのほう申し訳ございませんが、修正させていただきます。

次に、番号9です。本文は6ページになります。図9と図12につきましては、事前修正したものに變更しております。

番号10の項目なのですが、7ページの図12です。こちらについても、平成27年度版から平成24年度から平成27年度の平均版のほうに変更しております。

次に、項目番号2番なのですが、本文は12ページをご覧ください。こちらもしかと同じく9番の被害防除対策14行目になります。こちらその他の項目に入っていたものを独立項目として記載しております。

次に、その下ですが、同じ9の被害防除対策の項目の中で20行目から21行目ですが、こちらにしかと同じく農業事業者への技術指導を行う市町村等に対する講習会を実施するなど育成に努めるということを追加しております。

主な変更点と主なご意見に合わせた変更点と大阪府による変更項目は以上となります。
○石井部会長 ありがとうございます。いろいろ説明していただきましたが、ご意見をお願いします。

○前迫委員 先ほどのシカの話でも数だけではなくて被害防除といいますか、生息地管理と併せて、個体数管理を統合的に行うことが重要ということで、若干シカのほうにも最後は総合的に行うという文言は書かれていたのですが、イノシシの場合は、もっと生息地管理といいますか、例えば放棄地を今後、減少させていくとか、田んぼ、畑の放棄地を減少させるとか、竹林を管理するとか、そちらの生息地側のことをもう少しどこかに書いてもらったほうがいいかと思うところがあります。その辺の連携といいますか、ここの課だけでなく連携の必要な部分があると思いますが、生息地管理をどのようにしていくのか、放棄地がどんどん増えていく中で、そこにどのような歯止めをするとか、山裾の刈り払いとか一枚ものの中に書いていますが、山裾の刈り払いもおそらく里地、里山といいますか、里山一帯がどんどん人が離れていくところに少し問題もありますので、その辺の人の生活とイノシシのほうで、非常に密接な関係があると思いますが、そのようなところの書き込みは難しいものではないかというところです。放棄地がどんどん増えているところを何とか活性化といいますか農地の耕作を進めていくなかでイノシシも防除していくとか、そのような視点としては持っておられると思いますが書き込むのは難しいですか。

○石井部会長 11ページの10行目から始まる3の項目の中に書ければどうかと、耕作放棄地の解消という言葉。

○前迫委員 ここにも書いてありますねぐらいで、実際に今、どのように耕作放棄地が拳がっていく。そこに対してどのようなメスを入れるのかというところが先のイノシシと同じなのですが、そこら辺をもう少し書き込めないかと。対策としてないのかと。書くだけでは

なくて。

○石井部会長 たぶんこれは答申案なので、真正なものと言えればあれですが、その中でころころ変えられないですが。

○前迫委員 ああ、そうですね。変えられないですね。

○石井部会長 先ほどから議論が澤畠先生からもありましたが、たぶん運用の問題だと思います。

○前迫委員 ああそうですね。

○石井部会長 大阪府がこれを基に何をやるかということなので、少しこれの決議をとってから、いろいろなことを聞いていけばいいのかなと思います。

○前迫委員 そうですね。分かりました。

○石井部会長 ほかは、修文という観点からこんなのでは駄目だとか、もう少しここをこのようにしたほうがいいということがあれば言うだけでいいかな。

○栗本委員 12ページで、これは行政判断だと思いますが、竹の子というのは林業なのか、農業なのか、どのように考えればいいのか、12ページの林業被害としては竹の子被害が対策の中心となりと書いていますが、一般的に農産物ではないのかと思います。

○石井部会長 竹の子とは何か。

○事務局(B) 特用林産というくくりですね。

○栗本委員 どちらでも別に構わないのですが、あまりわれわれ森林組合では竹の子を扱ってないですが。

○事務局(B) 特用林産という形で農業とは別個に扱っているだけで林業被害とか農業被害という表記はありません。

○石井部会長 まとめがいいですか、ここは変えなければいけないことでもないですか。ほかはいかがでしょうか。

○高柳委員 先ほどシカでもお話のあった14ページの13行目から14行目のその他の資源利用としての検討で、14のところ、最後にマニュアルを活用した普及啓発に努めるとありますが、ここに普及啓発や利用促進を入れていただけないかと、シカもイノシシもですが、といいますのはこの普及啓発だけだと、結局これからたぶんいろいろなところで食肉処理施設に補助金をつくってという形で行われると思いますが、ここに少しそのようなものが入っていると予算を獲得するときにきちんと入っているじゃないかみたいな話と言えるかという気もしまして、できればここに少し一言、普及啓発だけではなくて、そのようなこともやりますよということを挙げていただけると有り難いと思います。

○阪口委員 近畿で食肉のイノシシの加工所がないのは大阪だけなのです。以前に5、6年前になりますか、柏原で予算まで付いたのですが現地の承諾が得られなくてパーになったことがあります、今、北摂でいろいろやっているのですが、なかなかうまくいってないみたいで、個人はありますが、個人は何軒かありますが、公的なものがないという。

○高柳委員 公的になるかどうかは別にしても、とにかく補助金か何かで増やして行って

どんどん利用できる。これは有害駆除にお金を出すよりはるかに大阪府の財政にプラスになると思いますので、入れておいて決して不利ではないと思います。

○石井部会長 大阪府事務局側として入れられるかどうかですね、その文言が。

○事務局(B) 利用促進という面になりますと、どうしても逃げているわけではないですが、市町村からどうしようかという。その辺の話からの出発かと思います。それは個人でやるというのはなかなか難しいところがありますので、地域ごとにそれを特産物として扱しましょうという。大阪産(もん)ではないですが、地域的に戦略を練ってやらなければ駄目だということもあり、なおかつ大阪府のほうで各市、もしくは地域的に捕られているシカ、イノシシの数がかなり少ないので、広域的に集めてこななければいけないことがあり、今、その辺を各市町村さんに声を掛けて、どれだけのものが集まってくるかということの会等をするところまでは来ていますが、あとは運営をどうするかという一歩そこまでなかなか出て行けなくて、今、利用促進ということで、書くが一挙にやってしまうという。先生がおっしゃっていらっしゃるように、予算獲得に云々というのもあるんですが、なかなかその辺のところまで一挙に進めてしまいますと、いびつな格好での計画になってしまいますので、今は熟した中で手を挙げていただいたところに、私のほうとか、あとは補助金の予算の関係もありますし、大阪産として扱っている流通体制のところもありますので、その辺と連携しながら実施するということが、実際にこのあとの具体的な話になってくるとは思います。少しその辺の市のほうの準備ができていない段階で利用促進というのは、少し書くのは早いかなという気がします。

○高柳委員 少しだけよろしいでしょうか。大阪産とかそのような特産物として利用するという時代はもう終わりつつあります。8割、9割方捨てられているものを利用して肉の自給率を上げるとか、そのような意味で、要するにハンターの人が捕ってマイナスにならない。そのようなものとしてつくられて、それが人を張り付けるのではなくてやっていくという。そのようにすると市町村がというよりは、この猟友会とかほかの地域でやっていきたいと言ったときに一つつくる。そのときにつくるお金がないから補助金を出してほしいみたいな話がこれから出てくる可能性があるわけです。そんな行政が上からやって全部つくるのではなくて、下から挙がってきたものをつくりたいといったときに補助する。そのようなシステムがほしいといったときに、ここにそのような文言が少し入っていれば、このようなことにお金を付ける考え方ができるわけです。だから利用促進に努めるなんてそれぐらいは入れていただいてもいいのではないかと。

○石井部会長 13ページの46行目から始まるところでそのように書いてあるのですが、地域の特産としてイノシシ肉を販売すると資源としての有効利用を推進するため云々という。

○高柳委員 結局、検討会は開催しかしてくれないのですか。最後に少し利用促進に努めるを、少し入れておいていただければ、何かあったときの幅が広がる。

○石井部会長 主語が大阪府になりますので、普及啓発に努めるということまでは大阪

府はやりますというところは書いてあるのです。さらにもう一步踏み込んでどこ、どこにも利用促進というものをやれば。

○高柳委員 そうです。捕獲者が処理する場合に利用促進を図りますよということ。

○石井部会長 だから主語は大阪府ですからね。大阪府が利用促進する。

○高柳委員 ああ、そういうふうに、でも大阪府が利用促進する。

○石井部会長 いや、それは少し違うかなと、今、ここで判断するのは難しいかもしれません。

○高柳委員 ただ、そのような道を閉ざさずに進んでいただけるようなことを、どこか文章として残しておいて。

○石井部会長 このところは、やはり啓発等にしようかと。

○高柳委員 そうですね。等にしていただくと有り難いですね。

○石井部会長 ごまかしていますが。

○高柳委員 いえ、いえ、ありがとうございます。その等が一つ入っているだけで全然、違いますので、ありがとうございます。

○石井部会長 それでよろしいですか。いいですか、等を入れて。

○事務局（B） 結構です。

○石井部会長 はい。シカのほうも等を入れさせていただいて、そのような気持ちが入っていると。

○高柳委員 ありがとうございます。そこまでしていただいて、遅くなって申し訳ないです。

○石井部会長 時間も来てしまったのですが、ほかはございませんでしょうか。それでは、今の等を入れるということと、それから4ページのグラフについて、少し凡例が間違っていたのですが、その修正ということでございます。

○澤畠委員 イノシシのところでは生ゴミというのが出てくるのは、9の被害防除対策の何か分かるのですが、シカの生ゴミというのは、未収穫物の適切な管理というのはいいのですが、生ゴミ、シカが生ゴミを食べているイメージは奈良公園だとそれに近いことがあるかもしれないですが。

○高柳委員 何ページの何行目ですか。

○石井部会長 10ページの7行目です。

○澤畠委員 シカとイノシシが同じもので生ゴミや未収穫物の適切な管理で、イノシシは生ゴミをあさることもあるかと思いますが、シカが生ゴミをあさるというのはあまり何か。

○石井部会長 あるのではないのでしょうか。でも。

○澤畠委員 えっ、あるのですか。

○石井部会長 この辺どうなのですか、事務局。

○坂口委員 いや、そのような話は聞いたことがないですね。イノシシも生ゴミではなく農家の方が出荷できないものを山に放っているのです。彼らにすれば放っているものも木に成っているものもおいしいものであれば食べるという。それは少しまずいなど。

○高柳委員 神戸ではないのですね、ここは生ゴミがほとんどないところで、イノシシもシカも生ゴミはほとんど関係しないですね。クマとサルとカラスとそのようなものは生ゴミですが。大阪に関してシカ、イノシシに生ゴミはあまりないですね。

○事務局（A） そうですね。こちら生ゴミを記載しているのですが、私のほうとしては残滓のようなものをイメージしていますので、表現を改めるか何かします。こちらですとおっしゃるとおり人が出したゴミ袋をあさっているという。

○石井部会長 野鳥の残渣ぐらいの感じで。

○事務局（A） そうですね。

○石井部会長 先ほど決を採ったものを逆戻りして悪いのですが、シカのほうも。では、このように修正した形で、もう1点だけその他のところで重要なことお諮りしなければいけないのですが、先ほど冒頭に今後の予定の説明がありました。6月の本審のほうでこれは報告させていただくのですが、ほんとは部会長が報告するというのが規定上決まっています。少し私自身が会長になっていますのでいないということで、急遽、最初の配席図の次のページに野生生物部会の運営要領が付いています。その第2条の2項に部会長に事故があるときは、ほかに属する委員のほうからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理するという。会長であることが事故かどうか知りませんが、どちらにしても私ではできませんので、やりにくいということがあり、部会長代理を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。私としましては本審に出ておられる前迫委員にお願いできればと思いますが、ご意義ございませんでしょうか。

○委員各位 異議なし。

○石井部会長 前迫委員にはご苦勞をおかけしますがよろしくお願ひいたします。

○前迫委員 よろしくお願ひいたします。

○石井部会長 ということで私に代わって6月の本審では説明をお願いしたいと思います。ということで、以上で用意したのはここまでなのですが、先ほどいいましたようにいくつかこの事業計画は事業計画として、大阪府側が運用主体になっていくつか注意すべきこと、このように書き込んでほしいという意見があったと思いますが、これについても議事録を残す形でさせていただければと思います。ほかに何かございませんでしょうか。ないようでしたら時間も来ておりますので、事務局にお返しさせていただきたいと思います。

○事務局（清谷） 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中貴重なご意見を頂戴して、本当にありがとうございました。本日の審議の中で若干、修正事項が出ておりますので、石井部会長と調整の上、最終決定したものを、また新たに計画したいと考えております。5年に1度だけの計画の策定ということで、10月、12月、3月と調査に当たりましたが、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。この場をお借りして感謝申し上げます。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。